

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p><これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回 R6: 1,722回</p>	<p>気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</p> <p>2024年4月から運用を開始。発表は一度もなし。</p>
発表基準	<p><u>府県予報区内の1地点以上</u>で暑さ指数(WBGT)が<u>33以上</u>になると予測した場合に発表</p>	<p><u>都道府県内の、全ての暑さ指数情報提供地点</u>で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>35以上</u>になると予測した場合に該当都道府県に発表</p> <p>(<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)</p>
発表時間	前日 17時頃 及び 当日朝 5時頃 に発表	前日 10時頃 における翌日の予測値で判断し、 前日 14時頃 に発表

令和7年度運用期間：令和7年4月23日～令和7年10月22日